平成十七年政令第二百九十九号 日本学術会議法施行令

第一条 日本学術会議連携会員(以下「連携会 百二十一号)第十五条第四項の規定に基づき、日内閣は、日本学術会議法(昭和二十三年法律第 号)の全部を改正するこの政令を制定する。
 本学術会議法施行令(昭和五十九年政令第百六十 員」という。)の任期は、六年とする。ただし、 (連携会員の任期等)

2 連携会員は、再任されることができる。 て任命することを妨げない。が必要である場合には、六年未満の任期を定め (連携会員の辞職) 定の期間内に限ってその職務を行わせること

その辞職を承認することができる。 (連携会員の退職)

得ない事由による辞職の申出があったときは、第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適 退職させることができる。 う。) で定めるところにより、当該連携会員を 八条の規定による規則(以下単に「規則」とい 当な行為があるときは、日本学術会議法第二十

第四条 この政令に定めるもののほか、 に関し必要な事項は、規則で定める。 連携会員

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成十七年十月一日から施行す

十六年政令第百六十二号)は、廃止する。 (日本学術会議会員候補者選考委員会令の廃止) 日本学術会議会員候補者選考委員会令(平成